

# 令和2年第4回教育委員会臨時会

令和2年第4回教育委員会臨時会が令和2年4月28日午後2時に招集された。出席委員、議事の概要は次のとおり。

- |        |                                                                                                                                                                                                         |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 日 時  | 令和2年4月28日(火) 午後2時から                                                                                                                                                                                     |
| 2 場 所  | 健康センター 第1会議室                                                                                                                                                                                            |
| 3 付議案件 | 別紙議事日程のとおり                                                                                                                                                                                              |
| 4 出席委員 | 坂田 篤 (教育長)<br>宮川 保之 (教育長職務代理者)<br>粕谷 衛 (委員)<br>兵頭 扶美枝 (委員)<br>土屋 佳子 (委員)<br>渡辺 研二 (教育部長)<br>中山 兼一 (教育部参事)<br>細山 克昭 (教育総務課長)<br>綾乃 扶子 (生涯学習スポーツ課長)<br>宮本 央子 (教育総務課副参事)<br>馬場 一平 (統括指導主事)<br>柴崎 大輔 (指導主事) |
| 5 書 記  | 野中 大輔 (教育総務課庶務係長)<br>島崎 節子 (教育総務課主任)                                                                                                                                                                    |

令和2年第4回清瀬市教育委員会臨時会議事日程

令和2年4月28日  
午後2時

日程第1 会議録署名委員の指名(粕谷委員)

日程第2 議案第22号 臨時休校後の学校再開について

## 議事の日程並びに議事の概要並びに議決事項

### 開会

坂田教育長が開会を宣言。

### 日程第1 会議録署名委員の指名

坂田教育長が粕谷委員を指名

### 日程第2 議案第22号 臨時休校後の学校再開について

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い臨時休校となっている学校の再開について教育委員会としての意思の確認を非公開にて実施した。

#### 1 学校の再開について

○5月6日正午までに緊急事態宣言が解除された場合は、都立学校の対応の如何にかかわらず5月11日から学校を再開する。

○5月7日から24日までの間に解除の場合は、5月25日の再開とする。(例え11日に解除された場合であっても5月24日までは休校扱いとする)。

○5月25日から31日までに解除の場合は6月1日学校再開とする。

○6月1日以降の判断については別途教育委員会で検討し市長に具申する。

※学校の再開については設置者が決定するため、教育委員会の意見として議決された。

#### 2 再開後の給食の提供について

○再開後2週間は給食の提供は行わない。学校給食が開始されるまでの間の昼食を検討する。

#### 3 休校明けの教育課程について

○教育課程の編成のために再開後1～2週間程度の移行期間を設ける。

#### 4 休校が延伸された場合の学習支援について

##### (1)家庭学習の時間割について

○子供の自己評価欄を加える

○学習の例示に PBL の内容を加える

(2)学校「You Tube」の開設について

○各校が可能な限り「サテライト型授業動画」を作成する。学校ごとの教科の割り振りや制作すべき動画本数などは規定しない。

○各校が作成した動画については市内共有化を図る(アーカイブ機能)。

○可能な限り連休前にシステムを完成させ、学校に周知広報し、連休中に構想を練る等を促す。

○著作権(動画内の資料提示)に問題が発生する可能性がありサートラスでの許諾が条件となる。

(3)民間が提供するシステムの活用について

○「ラインズ e ライブラリアドバンス」「Google Classroom」や「Microsoft Teams」等の双方向型のコミュニケーションツールや学習支援ツールについても積極的に導入を検討する。

(4)教育委員会ホームページによる発信について

○10月に市役所全体のホームページのシステム改修を予定しているため、操作性が向上する見込み

○教育委員会からも「おうち体操」のような学習支援情報を継続的に発信すること

(5)各家庭におけるインターネット環境整備支援について

○東京都における「ルーター貸し出し」等の補助制度を活用して全ての家庭でインターネットによる学習支援が受けられる環境整備を検討する。

○学校備品端末の貸し出しについても検討する(貸し出しが困難な場合は学校のパソコンルームの開放などの視野に入れて検討する)。

(5)アーカイブ機能について

○プライベート端末からアーカイブにアクセスすることはできない等、制約条件があることから、リモートワークでは活用できない。職員室内個人端末による操作に限定して活用する。

(6)生活実態調査アンケートについて

○各校が休校中の実態把握を目的とするアンケートを実施する。教育委員会はいくまでも「参考資料」として質問項目を示す。

○実施時期は休校中とする。具体的な日程については 14 校に大きなずれが生じないよう、事務局で適切に設定する。なお、すでに実施済みの学校は調査不要とする。

○学校再開後においても、各校が主体的に「子供の内面を把握する」目的のアンケートの実施を検討する。

**閉会**

坂田教育長が閉会を宣言。

閉会 午後4時 45分

令和2年4月28日

上記のとおり会議の顛末、大要を記し相違ないことを証する。

清瀬市教育委員会

教育長 坂田 篤

委員 粕谷 衛